

奈半利町出会い支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奈半利町補助金交付規則（平成8年奈半利町規則第1号）第14条の規定に基づき、奈半利町出会い支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、事後申請型とし、民間の結婚相談所（以下、「結婚相談所」という。）及び高知県が実施する出会い結婚支援事業のマッチングシステム（以下、「マッチングシステム」という。）へ入会登録した者を対象として、予算の範囲内において入会金及び登録料の一部を補助するものである。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者（以下、「補助対象者」という。）は、次の各号いずれにも該当するものとする。

- (1) 結婚に対して前向きに取り組む意欲のある18歳以上39歳以下の独身者（高校生を除く。）
- (2) 令和6年10月1日以降に初めて入会登録した者
- (3) 結婚相談所、マッチングシステムへの登録時点において奈半利町に住所を有する者であり、かつ、今後も町内に在住する意思があること。
- (4) 町税等を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が奈半利町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年奈半利町規則第1号）第2条第2項第5号に規定する者であった場合は、町長は補助金を交付しないものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 結婚相談所への入会登録料
- (2) マッチングシステムへの入会登録料

2 補助対象となる結婚相談所は、次に掲げる連盟等のいずれかの加盟店かつ高知県内に事業所を構えるものに限る。

- (1) 日本ブライダル連盟（BIU）
- (2) 日本結婚相談所連盟（IBJ）
- (3) 全国結婚相談事業者連盟（TMS）
- (4) 日本仲人連盟（NNR）
- (5) 日本仲人協会（NK）
- (6) こうち結婚推進協会
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が認める連盟等

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象者が支払った入会登録料と同額とする。ただし、結婚相談所の入会登録料に係る補助金の額は5万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、入会登録が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度に属する2月末日のいずれか早い日までに奈半利町出会い支援事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

(1) 同意書(別記様式第2号)

(2) 誓約書(別記様式第3号)

(3) マッチングシステムの登録については高知出会いサポートセンター発行のマッチング会員登録証(申請日時点で有効のもの)の写し

(4) 入会登録料の領収書又はそれに代わるものの写し

(5) 奈半利町出会い支援事業補助金交付請求書(別記様式第4号)

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び通知)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査のうえ交付の可否を決定し、適当と認めたときは奈半利町出会い支援事業補助金交付決定通知書(別記様式第5号)により、本人に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 町長は、前条の規定により交付決定をしたときは、第6条第5号の請求書をもって交付決定者に対し補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消)

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付条件に違反していることが判明したとき。

(2) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、町長が不適当と認めたとき。

(補助金の返還)

第10条 町長は前条に規定する補助金の交付決定を取り消したときは、交付決定者に対し、交付した補助金の返還を命じることができる。

2 交付決定者は、前項の規定により返還を命じられたときは、町長が命じた日の翌日から30日以内に当該補助金を返還しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、町長が別に定める。

附 則（令和 6 年 9 月 25 日訓令第 26 号）

この要綱は令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 1 月 20 日訓令第 3 号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和 6 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（令和 7 年 1 月 22 日訓令第 4 号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和 6 年 10 月 1 日から適用する。